**「令和４年度　府税のしおり⑥大阪府の税金」　正誤表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **頁** | **正** | **誤** |
| P7 | **《豆知識　市町村への交付／地方消費税》**  払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。  そして、清算後の金額の２分の１相当額が、府内の各市町村へ交付されます。  各市町村へは、この交付すべき金額の２分の１を市町村ごとの「人口（国勢調査）」で、他の２分の１を「従業者数（経済センサス基礎調査）」で按分して交付することとされています。  ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。 | **《豆知識　市町村への交付／地方消費税》**  払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。  そして、清算後の金額の２分の１相当額が、府内の各市町村へ交付されます。  各市町村へは、この交付すべき金額の２分の１を市町村ごとの「人口（国勢調査）」で、他の２分の１を「従業者数（事業所・企業統計）」で按分して交付することとされています。  ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。 |